

主要施策

3 1 健康づくりの推進

現 状

偏った食生活や運動不足などが要因で発症する生活習慣病が増加しています。生活習慣病については、自覚症状がないまま進行する疾病も多いことから、若い世代からの健康管理が重要です。

町では、平成 30(2018)年に策定した新宮町健康増進計画(兼食育計画)に基づき、住民の健康増進と生活習慣病予防に加え、生活習慣病の重症化予防を重視した取り組みを推進しています。誰もが生涯にわたって心身の健康を維持していくため、生活習慣病の予防と早期発見、主体的な健康づくり活動を推進していくことが必要です。

令和元(2019)年末頃から世界的規模で流行した新型コロナウイルス感染症は、福岡県内でも感染患者が数多く発生し、生活・経済に大きな影響が生じています。今後も、感染症の発生時において、可能な限り感染拡大を抑制し、住民の健康が守られるよう備えることが必要です。

方 向 性

住民が健やかでいたいと思う意欲や関心を高め、自らの心身の健康維持のために行動できるよう、健康情報の発信や受診率向上に向けた取り組みを実施し、住民が共に支え合い、つながり合いながら、健康に暮らせる環境づくりを推進します。

また、県・保健所などと連携して、感染症の発生及び拡大に対し、迅速かつ適切に対応できる体制づくりを推進します。

具 体 施 策

(1) 健康と食に関する啓発の実施

- ① 住民の健康増進のため、町広報誌やホームページ、食を学習する教室などを通じて食生活への関心を高め、規則正しくバランスの取れた食生活の普及に努めます。
- ② 住民・関係団体・行政が協力して健康増進に取り組むため、SNSを活用するなど効果的な健康情報の発信を実施します。

(2) 健康増進・疾病予防の取り組みの推進

- ① 住民の病気予防、早期発見・治療のため、健(検)診内容・体制を整備し、住民の健(検)診や生活改善に対する理解を深め、健(検)診の受診率向上に努めます。
- ② 高血圧症や糖尿病といった生活習慣病の重症化予防のため、住民が健康増進の取り組みを実践できるよう適切な保健指導に努めます。
- ③ ライフステージに応じた保健事業を実施し、住民が健康増進に取り組みやすい環境づくりに努めます。
- ④ 県、医療機関、食生活改善推進会、生産者や飲食店などと連携し、食育を推進します。

(3) こころの健康づくり

- ① 住民がこころの健康に関心を持ち、自分のこころの健康状態を知り、適切な対応ができるよう、メンタルヘルスケアの必要性の啓発に努めます。
- ② 住民のこころの健康づくりのために、相談や支援体制の充実に努めるとともに、支援が必要な人を相談や福祉サービスなどにつなげることができるよう情報提供や連携に努めます。
- ③ 自殺予防の対策として、地域で自主的に見守り活動ができるゲートキーパーなどを育成し、相談体制の充実に努めます。
- ④ うつ病などの相談対応能力向上のため、職員の専門性を高める研修の実施など人材育成に努めます。

(4) 感染症の対策の充実

- ① 感染症予防のため、予防接種や、適切なマスクの着用、手洗いの実践など感染症対策を推進し、感染症・食品衛生に関する啓発を実施します。
- ② 感染症への対応のため、発生時に備え関係機関で情報共有に努め、流行時には、保健所など関係機関と連携した情報収集、正確な情報発信、相談対応、医療・予防接種体制の確保など感染拡大防止に努めます。
- ③ 予防接種に関する情報周知や乳幼児健診での接種確認などを実施し、接種率向上に努めます。

主要施策の指標

指標名		R1実績値	R7目標値
特定健診・特定保健指導の受診率	健診	33.7%	60.0%
	指導	54.7%	60.0%
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群等の割合		25.1%	24.0%
健康づくりに関する事業の実施回数と参加者数	事業数	75回	100回
	参加者	190人	250人
予防接種率	高齢者肺炎球菌（65歳）	51.0%	60.0%
	二種混合	51.9%	66.0%

関連個別計画

- 新宮町保健事業実施計画（データヘルス計画及び特定健診実施計画）
- 新宮町健康増進計画
- 新宮町子ども・子育て支援事業計画
- 新型インフルエンザ等行動計画
- 新宮町高齢者保健福祉計画

主要施策

3 2 地域福祉の充実

現 状

住民誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしい自立した生活を送れるよう、地域全体で支える仕組みづくりとして、新宮町社会福祉協議会と連携して「しんぐるっど～支え合いのまちづくり推進会議～」を立ち上げ、住みよい地域づくりについて住民と共にグループワークを重ねています。

しかし、近年、大幅に人口が増加している反面、地域によって高齢化率の格差が顕著になっており、地域を取り巻く環境にも大きな変化がみられるようになりました。こうした地域を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応するため、第2次新宮町地域福祉計画を平成31(2019)年1月に策定し、さらなる地域福祉の推進をめざしています。

方 向 性

これからの地域福祉は、子どもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して暮らせるような環境をつくり、それを持続させていくことが求められています。そのため、様々な生活課題について住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（互助・共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決するための仕組みづくりを推進します。

また、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本として、困った時に助け合う「顔の見える関係づくり」、お互いを認め合い支え合う「共に生きる社会づくり」をめざします。

具 体 施 策

（1）地域福祉活動の充実

- ① 誰もが住み慣れた地域で活躍し、お互いに支え合える地域づくり（地域包括ケアシステムの構築）を推進します。
- ② 民生委員・児童委員や行政区福祉会などの福祉活動を支援します。
- ③ 新宮町社会福祉協議会などの関係団体と協力して、地域福祉の充実に努めます。

（2）見守りネットワークの充実

- ① 町で作成した避難行動要支援者避難支援リストを活用し、緊急時に備え日頃の見守り活動を実施します。
- ② 高齢者などの異常を早期に発見するため、地域での見守りや助け合いを促進し、高齢者などの見守りネットワークの活動を支援します。

(3) 福祉ボランティア活動の推進

- ① 町の地域福祉を包括的に推進していくため、新規ボランティア団体の立ち上げや福祉ボランティア団体同士をつなぐ活動を支援します。
- ② 地域包括ケアシステムを推進するため、地域において生活支援を行うことができるボランティアの育成に努めます。

(4) 戦没者遺族などへの援護

- ① 恒久平和の啓発のため、英霊の顕彰と戦没者遺族の福祉の増進に努めます。

主要施策の指標

指標名	R 1実績値	R 7目標値
福祉ボランティア団体の数	10 団体	12 団体
福祉ボランティアの数	94 人	110 人

関連個別計画

●新宮町地域福祉計画

●新宮町自殺対策計画



主要施策



高齢者福祉の充実

現 状

新宮町の高齢化率は、令和2(2020)年3月末現在で18.19%と県内では低い方から2番目となっていますが、町の5年前の高齢化率に比べ1.73%上昇しており、今後さらに高齢化が進行すると考えられます。また、介護保険の要介護認定率は令和2(2020)年3月末現在で14.6%と福岡県平均の19.1%と比較すると低水準ですが、介護の認定者数は増加傾向にあります。

要介護の状態とならないよう、高齢者が生きがいを持った安全・安心な暮らしを実現するため、社会参加や介護予防・栄養管理などの普及啓発など、継続して支援していく必要があります。

方 向 性

高齢者の介護予防や多世代間の交流の拠点であるふれあい交流館を活用し、介護予防教室など様々な事業を展開するほか、新宮町シルバー人材センターや新宮町シニアクラブ連合会を支援し、高齢者の社会参加を促進します。また、高齢者のフレイル¹予防や疾病予防、生活機能維持のため、健(検)診・保健指導や医療、介護に関するデータを活用し、介護予防事業を進めるなど、きめ細かなサービスを提供します。

具 体 施 策

(1) 高齢者の社会参加

- ① 高齢者が活躍できるよう、高齢者への就業の提供を行う新宮町シルバー人材センターを支援するとともに、公共職業安定所や福岡県70歳現役応援センターと連携を図り就業に関する情報提供を実施します。
- ② 高齢者が地域での仲間づくりや生きがいづくりなどを行えるよう、新宮町シニアクラブ連合会の活動を支援します。
- ③ 地域での居場所づくりや見守り活動を活性化するために、新宮町社会福祉協議会と連携し、行政区福祉会が行うサロン活動(小地域福祉活動)を支援します。
- ④ 高齢者同士が地域で支え合えるよう、地域サポート活動を支援します。

(2) 高齢者の健康づくり

- ① 高齢者の健康づくりや介護予防活動を支援するため、介護予防サポートポイント事業を実施します。
- ② 脳卒中や認知症など高齢者に起こりやすい疾患の知識を普及し、適切な治療へつながるよう支援します。

¹ フレイル: frailty(加齢に伴う身体機能等の低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態)の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語。要介護状態にいたる前段階として位置づけられ、身体的、精神的、社会的に虚弱となるなど、多面的な問題を抱えやすく、様々な健康問題を招きやすい状態を意味する。

- ③ 介護予防などのため、疾病やフレイルなど要介護状態となる原因について、医療・介護・健康診査などの情報を分析し、効果的で一体的な保健事業を推進します。
- ④ 住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりのため、医療・介護連携や認知症施策などを実施します。
- ⑤ 介護予防や生活習慣の改善を図るため、高齢者を対象とした健康づくり事業を推進します。

(3) 日常生活支援の充実

- ① 生活に支障が生じたときに適切なサービス利用が受けられるように、介護保険制度や福祉サービスの周知に努めます。
- ② 認知症になっても安心して生活できるよう、認知症に対する地域の理解を深め、サポーター養成や市民後見人養成の充実に努めます。
- ③ 介護保険地域支援事業を推進し、介護予防サービスの充実や住民主体のサービスの充実に努めます。

(4) 相談窓口の充実

- ① 認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らしていくために、認知症初期集中支援チームによる対応を推進し、認知症ケアパス（認知症のしおり）を活用して認知症に関する相談、普及啓発に努めます。
- ② 介護保険地域支援事業において高齢者の総合相談窓口となる新宮町地域包括支援センターの機能充実に努めます。
- ③ 高齢者の生活に関するあらゆる相談に対応できるよう、関係機関と連携して総合的な相談体制の構築に努めます。
- ④ 虐待の対応や社会保障制度全般への窓口相談対応能力向上のため、職員の専門性を高める研修など人材育成に努めます。
- ⑤ 新宮町福祉センターを福祉の総合的な窓口とするための検討を進め、施設の充実に努めます。

(5) 高齢者の交流拠点の充実

- ① ふれあい交流館や地域の公民館を活用し、高齢者の介護予防事業を推進します。
- ② 高齢者の生きがいづくりや世代間交流の拠点として地域の公民館を活用できるよう支援します。

主要施策の指標

指標名	R 1実績値	R 7目標値
要介護認定率	14.6%	現状維持
住民主体通所型サービス助成金の助成団体数	2 団体	5 団体
介護予防サポートポイント申請件数	319 件	335 件
認知症サポーター養成者数	755 人	1,000 人

関連個別計画

●高齢者保健福祉計画

●新宮町地域福祉計画

主要施策

3 4

障がい者福祉の充実

現 状

人口の増加・高齢化に伴い障がいのある人や児童は年々増加し、障がい者（児）福祉サービス利用者も増加しています。サービス事業者は数・事業内容共に充実してきましたが、比較的重度の障がいのある人が利用できる事業所が少ないなど、社会資源が不足しています。また、障がいのある人も、地域で仕事をしながら生活していけるように、地域包括ケアシステムの構築も急務となっています。

方 向 性

障がいのある人一人ひとりのライフスタイルにあわせ、多様化するニーズにあった支援を行うため、福祉サービスの改善や創設、事業所間の連携の強化に努めます。また、障がいがある人も地域の中で自立して暮らしていくことができるよう、地域共生社会の実現をめざします。

具 体 施 策

（1）障がいのある人の自立と社会参加の支援

- ① 障がいのある人に対する理解を深める活動を充実させるとともに、お互いの個性を認め区別なく共に生きる社会（インクルージョン）について理念の普及に努めます。
- ② 障がいのある人の自立を促進し、生きがいを高めるため、サロンやサークルなどの活動を支援します。
- ③ 障がいのある人の自立と就労促進のために、特別支援学校、就労を支援する事業所と協力し、就労を希望する人たちの就労支援に努めます。

（2）相談支援体制の充実

- ① 障がいのある人が安心して地域での社会生活を送ることができるよう、情報の提供を行うとともに多様化する相談に対応するため関係機関との連携に努めます。
- ② 障がいのある人の福祉ニーズの対応や社会参加への支援、地域課題の解決のために、福祉ボランティアなどの支援者と民間事業者、行政の相互連携に努めます。

主要施策の指標

指標名	R 1 実績値	R 7 目標値
移動事業の延べ利用者数と延べ利用時間	延べ利用人数	235 人
	延べ利用時間	2,919 時間
指定特定相談支援事業者並びに 指定障がい児相談支援事業者の指定数	指定特定	5 箇所
	指定障がい児	4 箇所

関連個別計画

●新宮町障がい者（児）計画

●新宮町地域福祉計画



3

共に支え合い
健やかに暮らせるまち

主要施策

3 5 社会保障の充実

現 状

社会保障は、病気や障がい、介護、失業など生涯にわたる生活上の不安に対して、幅広く対応するものとして、安心と安定した日常生活を送るうえで不可欠なものとなっています。また、新宮町の生活保護率は福岡県全体と比較すると低い水準となっていますが、近年は徐々に増加しています。

方 向 性

地域医療については、住民が生涯にわたり身近な地域で、いつでも安心して適切な医療を受けられるよう、医療体制の整備を行い、夜間や休日の急病にも対応できる体制の確保に努めます。

また、住民の生活支援については、最低限度の生活の保障や生活自立の支援・援助などのセーフティネットを確保します。経済的に困窮し、最低限度の生活が維持できなくなる恐れのある人に対して、生活困窮者自立支援制度を活用し、関係機関と連携しながら個々の状況に応じた自立に向けた支援の充実・強化を図るとともに、生活保護制度により最低限度の生活を保障します。

具 体 施 策

(1) 地域医療体制の充実

- ① 休日や夜間、相島においても必要な医療を提供するため、県や医師会など関係機関と連携し、地域医療の充実に努めます。
- ② 相島において医師が不在となった場合でも、安心して診療が受けられるよう、高速データ通信などを利用した遠隔診療などの可能性を検討します。

(2) 低所得者福祉の充実

- ① 低所得者からの相談に対し、粕屋保健福祉事務所やその他関係機関と協力・連携し、適切な支援に努めます。
- ② 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、本人の状況に応じた相談や、就労支援を行うために、『しごと・くらし相談室』を設置・活用し、関係機関と連携して自立支援の充実に努めます。

主要施策の指標

指標名	R 1実績値	R 7目標値
しごと・暮らし相談室利用者の相談案件最終数	30人	40人

基本計画



3

共に支え合い
健やかに暮らせるまち